

SMILE

☆ 今月も笑顔(スマイル)でスタート

1月号 Vol. 105

今月の SMILE

本年も宜しくお願い申し上げます。

まいど おおきに!

皆さん、明けましておめでとうございます! 本年も弊社及び弊誌を宜しくお願い申し上げます! 中国では、昨年12月30日から1月1日までがお休みなのですが、弊誌は少しお休みを頂いて、今日5日を配信日としました。

2024年は、中国の経済、特に不動産業界の動向が注目されます。中国の不動産に関する重要な文書である「保障性住宅の計画と建設に関する指導意見」(以下、14号とする)が、国務院から発表されましたので、今月はこの文書の要約をお届けします。

最初に用語として、住宅を商品性住宅と保障性住宅の2つに分類しています。市場での取引は商品性住宅になります。そして14号は、3つの中心的目標が設定されています。

- (1) 保障性住宅: 「勤労所得者層に住宅を持てるようにする」。これは手頃な価格での住宅建設と供給を強化することであり、勤労所得者層が段階的に住む場所を確保できるようにし、商品性住宅を購入できないという不安を解消することを目標としています。
- (2) 不動産市場: 「商品用住宅を商品の特性に回帰させる」。商品性住宅が改善された住宅需要に真に応えられるようにするための新しい不動産産業発展モデルの確立を促進し、それによって地価、住宅価格、市場の期待の安定を促進することです。不動産業界の高い成長を実現するために、質の高い発展と変革を目指します。そのためにより具体的には、①「住宅は住むためのものであり、投機のためのものではない」という位置づけを堅持する、②住宅の需給バランスメカニズムの改善、③商品性住宅の多様な供給の推進、④商品住宅の品質とサービスレベルの向上です。
- (3) 不動産業界: 「変革と進化を新たな原動力とする」。これは、不動産産業の高度化と変革を促進し、不動産産業を経済成長の新たな原動力とし、不動産産業と関連産業の協調的発展を促進することです。より具体的には、①スマート・シティの構築を加速する、②グリーン・エコロジー建設の強化、③産業の統合と発展の深化です。

このように14号では、今まで家を買えなかった人たちに保障性住宅を供給し、商品性住宅に対しては、需要と供給のバランスをとりながら、質の高い住宅の供給を指導していく内容になっています。そして、「住宅は住むためのものであり、投機のためのものではない」というスタンスを堅持していくことが特徴的だと思います。

ということで、今年一年も弊誌スマイルと宜しくお願い合いです!

では今月も笑顔(スマイル)でスタートしましょう!



中国経済情報

マクロ経済情報

11月の輸出、0.5%増 7カ月ぶりプラスに

税関総署が2023年12月7日に発表した11月の貿易統計によると、輸出は前年同月比0.5%増と、4月以来7カ月ぶりにプラスとなった。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴いサプライチェーン(供給網)が混乱し、マイナスだった前年の反動増とみられる。国別では、関係を深めるロシア向けが約34%増と好調で、米国向けも7%増えた。日本向けは8%減。品目別では、自動車や家電、スマートフォンが伸びた。

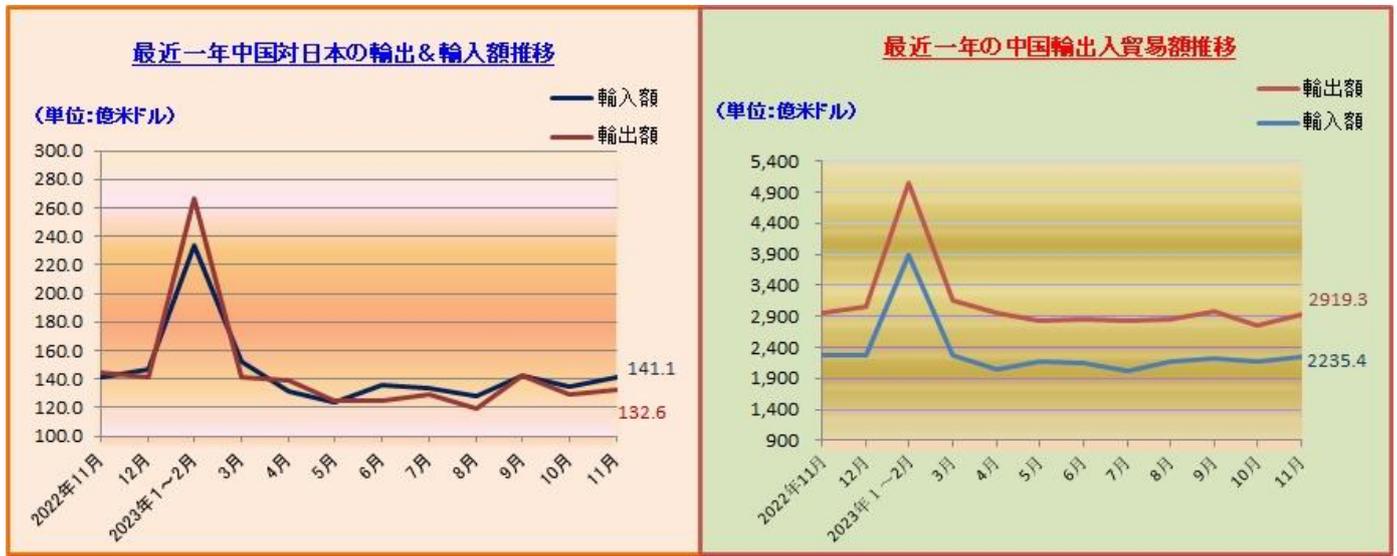
一方、輸入は0.6%減少した。不動産不況が長期化し、内需が冷え込む中、2カ月ぶりのマイナス。中国では、不動産開発大手の中国恒大集団や碧桂园が経営危機に陥っており、地方政府の財政危機も表面化している。国別では、米国からの輸入が15%減少した。輸出額から輸入額を差し引いた貿易黒字は684億ドル(約10兆円)だった。

詳細については、下表をご覧ください。

項目	当月	1月~当月まで累計	当月		1月~当月まで累計 去年同期との比較±%
			前月との比較±%	去年同期との比較±%	
進出口総額(輸出入総額)	5,154.7	54,066.4	4.7	0	-5.6
出口総額(輸出総額)	2,919.3	30,773.8	6.5	0.5	-5.2
进口総額(輸入総額)	2,235.4	23,292.6	2.4	-0.6	-6
進出口差額(輸出入差額)	684.0	7,481.3	-	-	-

(日本語)	(中国語)	輸出入		輸出		輸入		累計額同期比較(%)		
輸入原産国(地区)	进口原産国(地区)	当月	1月~当月累計	当月	1月~当月累計	当月	1月~当月累計	輸出入	輸出	进口
輸出最終目的地(地区)	出口最終目的地(地区)									
総額	総値	515,473.9	5,406,637.6	291,934.5	3,077,381.7	223,539.3	2,329,255.8	-5.6	-5.2	-6
その内、欧州連合	其中: 欧州連合	61,506.7	716,344.6	38,289.3	458,515.1	23,217.5	257,829.5	-7.6	-11	-1
その内、ドイツ	其中: 德国	16,019.4	189,552.9	7,731.2	91,962.1	8,288.2	97,590.8	-9.2	-13.9	-4.1
オランダ	荷兰	9,379.5	107,243.9	7,827.0	92,265.0	1,552.5	14,978.9	-9.9	-14.3	31.1
フランス	法国	6,020.5	71,934.9	3,202.8	37,847.2	2,817.7	34,087.7	-2	-9.9	8.6
イタリア	意大利	5,464.2	65,563.7	3,116.0	40,577.8	2,348.2	24,986.0	-7.9	-12.8	1.2
アメリカ	美国	57,798.5	607,014.4	43,803.4	457,756.2	13,995.0	149,258.2	-12.2	-13.8	-7
東南アジア諸国連合	东南亚国家联盟	81,405.4	825,550.8	46,735.4	473,577.1	34,670.0	351,973.7	-5.3	-5.5	-5.1
その内、ベトナム	其中: 越南	22,555.4	206,324.5	12,888.3	123,576.3	9,667.1	82,748.2	-2.1	-5.6	3.7
マレーシア	马来西亚	16,572.2	172,036.8	7,459.3	78,497.0	9,112.8	93,539.8	-5.4	-4.7	-6
タイ	泰国	10,528.4	114,792.1	6,673.1	68,951.4	3,855.3	45,840.7	-6.1	-1.5	-12.3
シンガポール	新加坡	9,520.0	97,842.1	6,739.1	69,199.5	2,780.9	28,642.6	-1.8	0.9	-7.6
インドネシア	印度尼西亚	12,430.2	126,831.3	6,156.1	59,393.1	6,274.1	67,438.2	-6.1	-7.7	-4.7
フィリピン	菲律宾	6,189.6	65,944.6	4,507.3	48,072.0	1,682.2	17,872.6	-16.1	-16.3	-15.6
日本	日本	27,379.0	290,052.3	13,264.6	144,439.0	14,114.3	145,613.3	-11.5	-8.6	-14.1
中国香港	中国香港	27,972.3	258,706.2	26,941.1	245,955.3	1,031.2	12,750.9	-4.8	-7.1	84.8
韓国	韩国	27,536.5	283,453.0	12,519.0	135,942.4	15,017.5	147,510.6	-14.6	-7.8	-20.1
中国台湾	中国台湾	24,616.0	244,487.6	6,191.3	62,469.6	18,424.7	182,018.0	-16.3	-17.1	-16.1
オーストラリア	澳大利亚	19,149.5	208,791.0	6,376.7	67,363.4	12,772.8	141,427.6	3.7	-4.8	8.3
ロシア連邦	俄罗斯联邦	21,507.8	218,176.8	10,299.4	100,336.4	11,208.5	117,840.4	26.7	50.2	11.8
インド	印度	11,631.5	124,269.6	10,032.2	107,271.4	1,599.3	16,998.2	0.8	0.2	4.6
イギリス	英国	7,866.1	89,095.9	6,341.2	70,965.7	1,524.9	18,130.2	-5.5	-4.3	-9.9
カナダ	加拿大	9,204.2	81,723.9	3,866.0	40,994.8	5,338.2	40,729.2	-4.8	-16.3	10.6
ニュージーランド	新西兰	1,597.6	19,699.0	689.9	7,211.0	907.7	12,488.1	-15.4	-15.2	-15.5
ラテンアメリカ	拉丁美洲	42,159.7	446,443.2	20,577.2	225,019.5	21,582.5	221,423.8	0.2	-3.3	4
その内、ブラジル	其中: 巴西	16,574.8	164,498.0	5,157.9	53,826.4	11,416.9	110,671.5	3.8	-6.4	9.6
アフリカ	非洲	23,910.7	258,137.1	14,785.2	157,569.0	9,125.5	100,568.1	1.1	7.4	-7.5
その内、南アフリカ	其中: 南非	4,563.0	51,714.5	1,616.3	21,785.1	2,946.7	29,929.4	-1.1	0.2	-2.1

注:
 1. 東南アジアのナショナルリーグはブルネイ、ミャンマー、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムを含む。
 2. 欧州連合は、ベルギー、デンマーク、ドイツ、フランス、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ギリシャ、ポルトガル、スペイン、オーストリア、フィンランド、スウェーデン、キプロス、ハンガリー、マルタ、ポーランド、エストニア、ラトビア、リトアニア、スロベニア、チェコ共和国、スロバキア、ブルガリア、ルーマニア、クロアチアを含む。
 3. 2020年2月1日から、EUとの貿易総額はイギリスのデータを含まず、前年同期にも相應の調整を行った。



物価が2カ月連続のマイナス デフレ圧力くすぶる

国家統計局が2023年12月9日発表した11月の消費者物価指数(CPI)は、前年同月比で0.5%下落した。下落幅は0.2%だった前月から拡大し、2カ月連続のマイナスになった。長期化した「ゼロコロナ」政策の後遺症や、不動産不況を背景に庶民の雇用・所得環境は厳しく、デフレ圧力がくすぶり続けている。

中国人の食卓に欠かせない豚肉が31.8%と大幅に下落していることも響いている。中国では、アフリカ豚熱(ASF)の影響を受けて一時期、豚肉の生産量が落ち込んで価格が高騰したが、その後、政府が進めた増頭対策などにより需給バランスが崩れて価格が低迷していると指摘される。

食品は4.2%下落だった。マイナス幅は、前月の4.0%から拡大した。

耐久消費財が振るわない状況も続いている。自動車などの交通用具は5.0%下落、スマートフォンなどの通信用具は3.7%下落だった。

変動が激しいエネルギーと食品を除いたコア指数は0.6%上昇で、前月と同水準だった。

政府は、金融緩和など景気下支えに動いているが、消費回復には時間がかかっている。

同時に発表した11月の工業品卸売物価指数(PPI)は前年同月比で3.0%下落した。14カ月連続のマイナスで、下落幅は前月の2.6%から拡大した。

詳細については、下表をご覧ください。



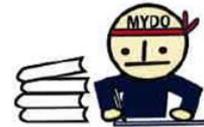
2023年11月份的居民消费价格（CPI）变动情况

（2023年11月消費者物価指数「CPI」変動情況）

（中国語）	（和訳）	11月		1～11月
		先月と比較 増減幅(%)	去年同月比較 増減幅(%)	去年同月比較 増減幅(%)
居民消费价格	消費者物価指数	-0.5	-0.5	0.3
其中：城市	その内、都市部	-0.5	-0.4	0.3
农村	農村部	-0.4	-0.8	0.1
其中：食品	その内、食品	-0.9	-4.2	0
非食品	非食品	-0.4	0.4	0.4
其中：消费品	その内、消費品	-0.5	-1.4	-0.2
服务	サービス	-0.4	1	1
其中：不包括食品和能源	その内、食品とエネルギーを含めない	-0.3	0.6	0.7
分类別	類別区分			
一、食品烟酒	一、食品、タバコと酒	-0.6	-2.2	0.5
粮 食	糧食	0.1	0.5	1.1
食用油	油脂	-0.3	-4.1	1.2
鲜 菜		-4.1	0.6	-2.8
畜肉类	畜の肉類	-1.6	-19.2	-6.5
其中：猪肉	その内、豚肉	-3	-31.8	-12.4
牛肉	牛肉	-0.6	-5.7	-2.9
羊肉	羊肉	-0.8	-6.5	-3.8
水产品	水産品	-1.6	-1.1	0
蛋 类	卵	-2.7	-8.8	1
奶 类	ミルク類	-0.1	-0.3	0.5
鲜 果	新鮮フルーツ	1.9	2.7	5.4
烟 草	タバコ	0.1	1.3	1.3
酒 类	酒	0.2	-0.6	0.5
二、衣着	三、衣類	0.6	1.3	0.9
服 装	服装	0.6	1.4	1
鞋 类	靴	0.2	0.9	0.6
三、居住	八、居住	0	0.3	0
住房租金	住宅家賃	-0.1	0.1	-0.2
水、电、燃料	水、電気、燃料	0	0.3	0.2
四、生活用品及服务	四、家庭用機器および保守サービス	-0.2	-0.5	0.1
家用器具	家電機器	-1.1	-0.7	-1.1
家庭服务	家庭サービス	0.1	2	1.7
五、交通和通信	五、交通と通信	-1.4	-2.4	-2.3
交通工具	交通機関	-0.3	-5	-3.9
交通工具用燃料	交通工具用燃料	-2.7	-2.9	-5.7
交通工具使用和维修	交通工具の使用とメンテナンス	0	0.5	0.7
通信工具	通信ツール	-1.8	-3.7	-2.4
通信服务	通信サービス	0	-0.4	-0.3
邮递服务	郵便サービス	0	-0.1	0.1
六、教育文化和娱乐	七、教育・文化と娯楽	-0.9	1.8	2
教育服务	教育サービス	0	1.8	1.3
旅 游	旅行	-5.9	6.8	9.2
七、医疗保健	五、医療保健	0	1.3	1.1
中 药	漢方薬	0.3	7.5	5.4
西 药	西洋薬	0	0	0.2
医疗服务	医療サービス	0	1.1	1
八、其他用品和服务	六、その他用品とサービス	-0.6	3	3.2

2023年11月工业生产者价格（PPI）主要数据
 (2023年11月生産者物価指数「PPI」変動情况)

(中国語)	(和訳)	11月		1~11月
		先月と比較 増減	去年同月と 比較増減	去年同月と 比較増減
		(%)	(%)	(%)
一、工业生产者出厂价格	一、工業品生産者出荷価格	-0.3	-3	-3.1
生产资料	生産手段	-0.3	-3.4	-3.9
采掘	採掘	-0.3	-7.3	-7.8
原料	原料	-0.9	-3.2	-4.5
加工	加工	-0.1	-3.1	-3.3
生活资料	消費資料	-0.2	-1.2	0
食品	食品	-0.3	-1.7	0.3
衣着	衣料品	-0.1	0.1	1.2
一般日用品	一般的な日用品	0	0.2	0.6
耐用消费品	耐久消費財	-0.2	-2.2	-1.1
二、工业生产者购进价格	二、工業品生産仕入れ価格	-0.3	-4	-3.6
燃料动力类	燃料動力類	-0.1	-7.4	-5.1
黑色金属材料类	黒金属材料	0.3	-0.4	-6.7
有色金属材料和电线类	非鉄金属材料と電線類	-0.2	2.6	-0.9
化工原料类	化学原料類	-0.8	-6.3	-8.5
木材及纸浆类	木材及びパルプ	0.6	-6.4	-2.8
建筑材料及非金属类	建築材料及び非金屬類	0.1	-7.8	-5.7
其它工业原材料及半成品类	その他工業原材料及び半製品類	-0.3	-2.4	-1.4
农副产品类	農業副産物	-1.3	-7.8	-1.8
纺织原料类	紡織原材料類	-0.4	-0.4	-3.2
三、主要行业出厂价格	三、主要な業界の出荷価格			
煤炭开采和洗选业	石炭採掘と水洗いと選鉱業	0.3	-15.8	-11.5
石油和天然气开采业	石油と天然ガス採掘業	-2.8	-3.3	-10.9
黑色金属矿采选业	黒色金屬鉱物採鉱業	1.8	15.1	-3.5
有色金属矿采选业	非鉄金屬鉱物採鉱業	-0.5	8.1	5.9
非金属矿采选业	非金屬鉱物採鉱業	0.3	-2.1	0.4
农副食品加工业	農業の食品加工業	-0.8	-5	-0.2
食品制造业	食品製造業	0	-1.2	-0.6
酒、饮料和精制茶制造业	酒、飲み物と精製茶製造業	0.2	1.2	1.2
烟草制品业	タバコ製品業	0	1.3	0.9
纺织业	紡績業	-0.1	-1.6	-3.4
纺织服装、服饰业	紡織の服装、アパレル業	-0.2	0.3	0.9
木材加工和木、竹、藤、棕、草制品业	木材加工や木、竹、藤、シュロ製造業	-0.1	-1.9	-1.4
造纸和纸制品业	紙と紙製品業	0.3	-5.9	-5.3
印刷和记录媒介复制业	印刷や記録媒体コピー業	-0.2	-0.7	-0.5
石油加工、炼焦和核燃料加工业	石油加工、コークスと核燃料加工業	-2.5	-6.3	-8.5
化学原料和化学制品制造业	化学原料と化学製品の製造業	-0.9	-6.8	-9.3
医药制造业	医薬品の製造	-0.1	0.7	0.3
化学纤维制造业	化学繊維製造業	-1.2	0	-3.1
橡胶和塑料制品业	ゴム、プラスチック製品業	0	-3.2	-3.5
非金属矿物制品业	非金屬鉱物製品業	-0.1	-8.2	-6.6
黑色金属冶炼和压延加工业	黒色金屬精錬と圧延加工業	1.1	-2.3	-10.2
有色金属冶炼和压延加工业	非鉄金屬を製錬すると圧延加工業	-0.1	1.7	-3.3
金属制品业	金属製品業	-0.1	-2	-3.2
通用设备制造业	汎用設備製造業	0	-0.5	-0.3
汽车制造业	自動車製造業	-0.2	-1.6	-1.2
铁路、船舶、航空航天和其他运输设备制造业	鉄道、船舶、航空宇宙およびその他運輸設備製造業	-0.1	-0.5	0.3
计算机、通信和其他电子设备制造业	コンピュータ、通信やその他の電子設備	-0.2	-3.5	-1.5
电力、热力生产和供应业	電力、熱生産や供給業	-0.7	-1	1.4
燃气生产和供应业	ガスの生産や供給業	1.4	-1.5	1.3
水的生产和供应业	水の生産や供給業	0.2	1.1	0.5



小型薄利企業に対する税金・費用優遇政策ガイド

小型薄利企業及び個人経営者の発展を支持するため、政府は一連の税収優遇政策を相次いで打ち出しました。この度、国家税務総局は関連優遇政策に関するガイド内容が発表しました。その内、小型薄利企業に適用される一部の減免政策について、以下のようにまとめました。

1. 増値税に対する減免政策

- ・増値税小規模納税者の月間総売上高が 10 万元(四半期納税の場合、四半期の売上高が 30 万元)を超えない場合、増値税の徴収を免除する。
- ・増値税小規模納税者が 3%の徴収率を適用する課税販売収入に対して、減免して 1%の徴収率で増値税を徴収する。3%の予定徴収率を適用する増値税の予納項目に対して、減免して 1%の予定徴収率で増値税を予納することになる。
- ・2023 年 1 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日まで実施される。

2. 「六税二費」に対する減免政策

- ・2023 年 1 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日まで、増値税小規模納税者、小型薄利企業及び個人経営者に対し、資源税(水資源税を含まない)、都市維持建設税、不動産税、城鎮土地使用税、印紙税(証券取引印紙税を含まない)、耕地占用税及び教育費付加、地方教育費付加の徴収を半減するものとする。
- ・法に従い、「六税二費」に関するその他の優遇措置を享受している場合でも、加えて当該優遇措置の享受が可能である。

3. 企業所得税に対する優遇政策

- ・小型薄利企業に対し、年間課税所得額を 25%に減額して課税所得とし、税率 20%を乗じて企業所得税を納付する。
- ・実施期限が 2027 年 12 月 31 日までに継続される。
- ・国家による制限及び禁止事業を営まない以下 3 つの条件をすべて満たす企業である。

年間課税所得額	従業員人数	資産総額
300 万元以下	300 名以下	5,000 万元以下

4. その他の税金・費用に対する優遇政策

- ・増値税小規模納税者に対し、月間売上高が 10 万元(四半期納税の場合、四半期の売上高が 30 万元)を超えない場合、教育費付加、地方教育費付加及び水利建設基金の徴収を免除する。
- ・増値税小規模納税者に対し、月間売上高が 2 万元(四半期納税の場合、四半期の売上高が 6 万元)を超えない場合、文化事業建設費の徴収を免除する。
- ・2020 年 1 月 1 日～2027 年 12 月 31 日まで、企業の在籍従業員数が 30 人(含)以下である場合、引き続き障害者就業保障金の徴収を免除する。
- ・2023 年 5 月 1 日から、失業保険料率を 1%までに引き下げる政策を引き続き実施し、実施期限を 2024 年末まで延長する。
- ・2023 年 5 月 1 日から、「国务院弁公庁の社会保険料率の引き下げ総合方案の公布に関する通知」(国弁発[2019]13 号)の関連実施条件に基づき、労災保険料率の段階的引き下げ政策を引き続き実施し、実施期限を 2024 年末まで延長する。

上記の優遇政策については今後の状況により変更、または延期されること可能性もありますので、常にご留意が必要です。

中華人民共和国民法典契約編通則の適用に係る若干問題に関する最高人民法院の解釈」の要点解説

1. はじめに

民法典が2020年に公布された後、最高人民法院は旧契約法に基づいて制定された「中華人民共和国契約法の適用に係る若干問題に関する最高人民法院の解釈(一)」(以下「契約法解釈一」という)及び「中華人民共和国契約法の適用に係る若干問題に関する最高人民法院の解釈(二)」(以下「契約法解釈二」と併せて「旧司法解釈」と総称する)を廃止し、司法実務は民法典契約編通則に関する司法解釈の迅速な公布を必要としていた。2020年6月初頭、最高人民法院は旧司法解釈等の関連する司法解釈の整理作業を行い、実務、学術及び立法機関から十分に意見を聴取し、旧司法解釈においてなお指導的意義を有する部分を汲み取ったうえ、新たな司法解釈を起草し、2022年11月に全社会に対する意見募集を行った。その後1年余りを経た2023年12月5日、「中華人民共和国民法典契約編通則の適用に係る若干問題に関する最高人民法院の解釈」(以下「本司法解釈」という)が正式に公開、施行された。以下においては本司法解釈の要点について概説するものとした。

2. 本司法解釈の要点

(1) 予約契約関連規定の具体化・整備

予約契約は比較的特殊な契約であり、「民法典」も予約契約の形式・効力について定めているが、関連規定は比較的曖昧で、予約契約と取引の意向とをどのように区別するか、当事者による予約契約への違反をどのように認定するかなど、実務には依然として多くの問題が残されていた。本司法解釈はこれに対応して、予約契約の関連規定をさらに具体化・整備するとともに、予約契約と本契約の区別・認定及び予約契約に違反した当事者が負うべき違反責任を明確化した。その目的は、当事者の取引の安全を保護することにある。

民法典495条1項は、予約契約及びその表現形式として引受書、注文書、予約書等を定めているが、これら引受書・注文書・予約書のすべてが予約契約となるわけではない。本司法解釈は、予約契約について特に次の内容を明確化した。

- ① 予約契約は契約の一種であり、契約の一般的な成立要件を充足しなければならず、その内容は具体的に確定され、当事者が意思表示の拘束を受けることを表明する。内容の具体的な確定の程度について、予約契約は将来における本契約締結のために締結される契約であることを考慮すると、完全に本契約の内容の具体的明確性の程度において予約の内容を要求することはできない。それゆえ、将来において締結しようとする契約の当事者、目的物等の内容を確定しうるのであれば、意思表示の内容が既に具体的に確定されていると認定することができる。
- ② 実務の状況からみて、意向書、覚書等は、通常の事情下では契約を締結しようとする当事者の意向を表明するものにすぎず、予約契約にはならない。しかし、これらの意向書、覚書等が既述の予約契約の成立要件を充足するときは、予約契約の成立を認定しなければならない。
- ③ 当事者が引受書、注文書、予約書、意向書、覚書等の文書を取り交わしていない場合でも、将来における契約締結のため手付金を支払っていれば、当事者間に予約契約の関係が既に成立しているものと認定される可能性がある。
- ④ 当事者が協定において、意思表示の拘束を受けないこと又は当該文書には法的拘束力がないことを明確に定めた場合には、当事者の意思表示の内容が具体的に確定されるとしても、予約契約の成立を認定することはできない。
- ⑤ 予約契約の効力が生じた後、当事者の一方が本契約の締結を拒み、又は本契約締結交渉における信義則違反のために本契約の締結に至らなかった場合には、予約契約への違反が成立し、予約契約違反の違約責任を負わなければならない。

(2) 許認可を発効要件とする契約に関する規定の整備

「民法典」502条は、契約の効力発生の時期、許認可等の手続を要する契約の効力、許認可申請義務等の内容を規定し、旧「契約法」との比較において、最大の注目点は「全国法院民商事審判業務会議議事録の印刷・配布に関する最高人民法院の通知」(以下「九民紀要」という)38条の内容の踏襲にあり、許認可申請義務履行条項及び関連条項は一種の独立発効条項の取扱いとされ、契約全体の効力が未発生の場合においてもこれらの条項の効力にはその影響が及ばず、契約の相手方は、これらの条項に基づいて許認可申請義務を負う当事者に対し、当該義務の履行及び当該義務違反の責任の負担を請求することができる。しかし、司法実務においては、許認可申請義務の履行に関し、①一方が許認可申請義務を履行しない場合に相手方は契約解除を主張することができるか、②許認可申請義務

違反の責任の範囲はどのように確定するか、③一方が人民法院の判決により確定された許認可申請義務を履行しない場合に相手方は契約解除を主張することができるか及び賠償責任の範囲はどのように確定するか、④契約が許認可を受ける前に一方の当事者が契約の主要な義務の履行を請求する訴えを提起した場合にはどのように処理するか、⑤許認可機関から許認可が得られなかった場合にはどのように関連する責任を確定するかが争われている。本司法解釈は、許認可申請義務をめぐる次のいくつかの規定を明らかにした。

- ① 契約が法により成立した後において、許認可申請義務を負う当事者が許認可申請義務を履行せず、又は許認可申請義務の履行が契約若しくは法律の規定と適合しないときは、相手方は、許認可申請義務の継続履行を請求することができる。
- ② 人民法院が一方の当事者に許認可申請義務の履行を命ずる判決を下した後において、同人がその履行をしないときは、相手方は、契約の解除を主張するとともに、契約違反の違約責任に照らし同人に対して賠償責任の負担を請求することができる。
- ③ 契約が許認可を受ける前において、一方の当事者が相手方に対し契約の主要な義務の履行を請求したとき、人民法院はこれを認めない。
- ④ 契約が許認可を得られなかった場合における許認可申請義務者の責任の認定について、許認可申請義務者による。その義務の履行遅延など当事者の責めに帰すべき事由により契約の未許認可に至ったときを除き、許認可申請義務者において責任を負うことを要しない。

(3)「強行規定」違反契約に関する効力認定規則の具体化

「民法典」153 条は、「法律、行政法規の強行管理規定に違反する民事法律行為は無効とする」及び「公序良俗に反する民事法律行為は無効とする」という一般規定と、「強行規定により当該民事法律行為が無効とならない場合を除く」という例外規定を定めている。しかし、司法実務においては、これらの規定をどのように適用して契約の効力を認定するのかという問題に常に関心が寄せられていた。本司法解釈 16 条は、列举方式を採用し、「民法典」に定める「強行規定により当該民事法律行為が無効とならない場合を除く」の具体的な適用事由を明確化し、一部の行為者による行政責任又は刑事責任の負担が強行規定の立法目的を実現しうる状況の下、人民法院においては、当該契約は強行規定への違反を理由としては無効にならないと判断することができるものとし、立法目的と各種法益との間における相互の均衡を実現した。本司法解釈において列举された強行規定違反が契約の効力に影響を与えない 5 つの事由は、具体的に次のとおりである。

- ① 強行規定は社会の公共秩序の維持を目的とするが、契約の実際の履行が社会の公共秩序に与える影響は著しく軽微であり、契約無効の認定が案件の処理の結果の公平性・公正性を失わせる。
- ② 強行規定は契約当事者の民事的な権利・利益の保護ではなく、政府の税収、土地譲渡金等の国の利益その他民事主体の適法な利益の保護を目的とし、契約有効の認定は当該規範の目的の実現に影響しない。
- ③ 強行規定は一方の当事者に対する危機管理、内部管理等の強化の要求を目的とし、契約が強行規定に違反するか否かについて審査を行う能力又は義務が相手方になく、契約無効の認定は同人に不利な結果を負担させる。
- ④ 一方の当事者が契約の締結時に強行規定に違反したが、契約の締結後に強行規定への違反を補正する条件を備えたものの、信義則に違反して補正をあえて行わない。
- ⑥ その他法律、司法解釈に定める事由。例えば、当事者が家屋の賃貸借契約を締結した後、法に従った届出・登記の手続をしていないが、民法典 706 条の規定により当該契約の効力に影響が及ばない場合。

(4)代理及び代表制度の重要な整備

本司法解釈は、越権代表及び職務代理制度の更なる整備を行うとともに、内部求償規則を確立し、「法人、非法人組織が民事責任を負った後に、過失のある法定代表者、責任者に対して越権代表行為によって生じた損害の求償をしたときは、人民法院は、法によりこれを認める」ものとした。

越権代表と契約の効力について、「民法典」504 条は、法人の法定代表者又は非法人組織の責任者による代表権逸脱の内容を定めており、代表行為が法人又は非法人組織に対して効力を有するか否かの重要な要件は越権の事情に対する相手方の認識であるとされている。本司法解釈は、相手方の認識というこの要件の内容について、第 1 に、法律が法定代表者の権利を制限するため、法人の権力機関、意思決定機関又は執行機関に権利を付与している場合には、法律は公開されていることから、相手方は合理的な審査義務を尽くして事情を認識しなければならず、法人組織自身に過失がない限り、当該越権行為は無効となること、第 2 に、会社定款等の内部文書において法定代表

者の権利及びその範囲が任意に定められている場合には、これらの文書は非公開であることから、相手方が知り、又は知り得べきことに関する証拠がない限り、法人組織は当該越権代表行為による拘束を受けるとともに、その法定代表者に対して賠償責任を追究しうることを明確化した。

職務代理と契約の効力について、法定代表者の代表権及び一般的な任意代理権と異なり、従業員の権限は、企業との間で締結した労働契約に由来し、その代理の範囲及び権限は、同人が会社において担う職務と関連する。従業員が企業を代理して関与した対外経営活動は、同人の職権の範囲に属し、その結果について企業が担う。しかし、司法実務において、職権の範囲の認定には一定の困難があるため、審判機関が職務代理事件の審理を行うにあたり課題が生じている。本司法解釈は、職務代理が職権を超越しているか否かの認定について、第 1 に、法律の定めにより、又は通常の下で当該従業員の職務の範囲に属さない契約の場合には、相手方において法人組織に対し責任の負担を請求しえないこと、第 2 に、法人組織の内部で従業員に与えられた職権に制限があることを相手方が知り、又は知り得べきことを証明する証拠がある場合には、法人組織において関連する責任を負わないこと、第 3 に、表見代理が成立しうる状況の場合には、法律に基づいて処理することを明確化した。

会社印と契約の効力について、本司法解釈は、「九民紀要」41 条の関連する精神を踏襲するとともに深化させ、人民法院は事件の審査にあたり、契約締結者が押印時に代表権又は代理権を有しているか否かを主に審理し、代表又は代理の関連規則に基づいて契約の効力を確定するものとし、また、立証に関する要求についても明確化した。詳述すると、代表・代理権のある者が授權の範囲内で署名・押印を行う行為について、「偽印」のみを根拠として契約効力の不発生を主張がなされても、これは認められない。代表・代理権のある者が授權の範囲において署名を行い、拇印を押したものの、社印は押していなかったときは、当事者が社印の押印を契約の効力発生の要件とするものと明確に合意していない限り、関連する契約は有効と認定されなければならないが、そのためには、契約の相手方において、署名、拇印を行った者が代表・代理権を有することについて合理的な立証責任を尽くさなければならない。代表・代理権のある者が社印の押印のみを行い、署名、拇印を行わなかった場合には、契約の相手方において、法定代表者、責任者又は従業員がその権限の範囲で当該契約を締結したことを証明したとき、関連する契約は有効となる。行為者が権限を逸脱して契約を締結したが、表見代表・表見代理が成立するとき、当該契約は関連する組織に対して効力を発する。

(5) 事情変更制度の整備

本司法解釈 32 条は、「民法典」533 条の基本規則を踏襲するとともに、「重大な変化」の具体的な事情をさらに具体化し、事情変更制度適用の法定の性質を確認した一方、当事者の合意による適用排除は認めなかった。また、事情変更制度適用の法的効果について、本司法解釈は、人民法院に対し契約変更又は解除の具体的な時間を判決において明らかにすることを要求し、当事者のため権利義務の変化の時点を正確に区分して支持を提供するだけでなく、市場経済秩序の保持にも有利となった。本司法解釈は、「重大な変化」について、契約の成立後、政策調整、市場需給関係の異常な変動等に起因して、契約締結時の当事者において予見しえず、商業リスクに属しない価格の上下の変動が生じ、契約履行を継続すると一方の当事者に明らかに不公平となる場合には、契約の基礎的条件に民法典 533 条 1 項に定める「重大な変化」が発生したものと認定しなければならないが、市場の属性が活況で、長期にわたり価格の変動が比較的大きい大口商品、株式、先物等のリスク投資型金融商品と関連する契約についてはこの限りでないものと具体的に定めた。

(6) 債権者代位権・取消権制度の整備

本司法解釈は、債権者の適法な権利・利益に対してさらに十分な保護を与えた。例えば、民法典が代位権行使の範囲を適切に拡大したことを受け、本司法解釈 33 条は、旧「契約法解釈一」13 条を修正して、債権者が代位行使しうる債務者の債権を従来のように「金銭の給付を内容とする期限到来債権」に限定せず、また、民法典の規定に基づいて、「当該債権と関連する従たる権利」も代位行使が可能な権利として追加した。さらに、本司法解釈 41 条は、債権者が代位権訴訟を提起した後、債務者はその債権の処分行為に対して相応の制限を受けなければならないと定め、同 43 条は、民法典 539 条に基づいて、明らかに不合理な価格による財産相互交換、現物弁済など、債権者が取消権を行使しうる不合理な取引の類型を補充した。これらの規定は、債務者の債務逃避の更なる防止に役立つ。

本司法解釈は、契約保全制度法律適用における際立った問題に積極的に対応している。旧司法解釈の施行以来、人民法院は、契約保全制度の適用に際して、新たな際立った問題に遭遇した。その典型例は、債務者と相手方との間に仲裁合意がある場合に、債権者が相手方に対して代位権訴訟を提起しうるか否かである。本司法解釈は、これらの新たな問題に対応した。前述の例に対し、本司法解釈 36 条は、債務者又はその相手方においては、双方間の債

債権債務関係に仲裁合意があることを理由として人民法院の主管について異議を申し立てることはできず、ただし、債務者又はその相手方が初回の開廷前に仲裁を申し立てたときは、人民法院において法により代位権訴訟を中止することができるものと定めている。この規定は、統一的な裁判の基準に役立つだけでなく、債権者保護の要求も満たし、仲裁合意を最大限度において尊重するとともに、各当事者の利益も考慮している。さらに、本司法解釈は、執行手続を通じた債権者の勝訴の権利・利益の実現について具体的に定め、債権者の権利保護の効率を強力に引き上げ、債権者の適法な権利・利益の救済を急速に実現した。

(7) 契約譲渡規則の整備

実務において、債権譲渡通知については以前から争いがあり、本司法解釈は、審判実務で遭遇した具体的な問題を踏まえ、異なる状況下における債権通知規則の効力を適切に設計し、判断基準を明らかにした。また、本司法解釈は、債権譲渡における債務者及び譲受人の保護の問題に関しても重点的に規定を定めた。前者について、本司法解釈は、債務者が譲渡通知を受ける前に債権者に対して履行をしたときは債務消滅の効果が生じ、債務者が譲渡通知を受けた後において、譲渡人は契約の無効等を理由として債務者に自己への履行を要求することはできず、複数回にわたり譲渡が行われた事情下において、債務者が最初に通知を行った譲受人に対して履行をしたときは債務消滅の効果が生ずることを明確化した。他方、後者については、通知を経ることなく譲受人が債務者を提訴したときは、債務者に対する債権譲渡の効力は訴状副本の送達時から発生し、債務者が債権の存在を確認した後においては債権不存在を理由とする抗弁を行えないことが明確化された。さらに、本司法解釈は、債権譲渡が複数回行われた場合に関する具体的な規則として、いずれの譲受人を新たな債権者として確定するかに関し、債務者が最初に受領した債権譲渡通知に記載された譲受人によるものと定めた。

(8) 相殺権に関する規則の具体化

相殺権について、本司法解釈は次の規定を重点的に定めた。第 1 に、相殺は通知の到達時から効力が発生するものと規定され、司法実務において長期にわたり存在してきた相殺の遡及力の有無に関する認識の差異を解決することに役立つ。第 2 に、債権が全債務の相殺に不足する場合には民法典の弁済充当に関する規定を準用しうることが明確化され、相殺の法律適用規則が補充・整備された。第 3 に、権利侵害の行為者が相殺を主張しえない事由が定められ、自然人の人身の権利・利益の保護の強化、故意又は重過失による権利侵害の規制に役立つ。第 4 に、既に訴訟時効が完成した債権を自働債権とする相殺の主張がなされたときは、相手方において訴訟時効の抗弁を行うことが明らかにされ、司法実務におけるこの問題をめぐる争いの鎮静化に役立つ。

(9) 損害賠償計算規則の整備

本司法解釈は、3 つの段階から損害賠償の計算規則を整備した。第 1 に、損害の範囲を確定した。本司法解釈は完全賠償原則を徹底し、違約のない当事者に違約によって生じた損害の計算方法について、得べかりし利益の損害にその他の損害を加算するものと明確化した。この得べかりし利益の損害について、本司法解釈 60 条によると、利益計算法、代替取引法、市場価格法等の方法で計算することができる。本司法解釈 63 条 2 項は、得べかりし利益の損害以外に違約によって生じた損害が存在し、審理の結果、その損害を違約当事者が契約締結時において予見しており、又は予見すべきであったと認められるときは、その賠償もしなければならないことを明らかにした。第 2 に、予見可能性の規則を適用した。本司法解釈 63 条 1 項は、予見可能性規則の適用をさらに具体化し、裁判官が既述の方法で損害の範囲を確定するにあたっては予見可能性規則による検証を受けなければならないとした。第 3 に、損害の賠償額を確定した。本司法解釈 63 条 3 項は、損益相殺規則、有過失規則、損害拡大防止規則等を総合して、違約当事者が最終的に負担する損害賠償額を確定しなければならないという更なる規定を定めた。

3. おわりに

本司法解釈は、実務、学術及び立法の多方面の見解を融合し、実務に存在する幾多の難題及び際立った問題に対応し、司法実務及び企業実務のいずれにも重大な意義を有する。



情報提供 金杜法律事務所



ナニワのおっちゃん経営道！
《新コーナー》 社会人・企業人としての「ものの見方・みえ方」について語る！

第96回：「“言う方”は、当たり前の“ど真ん中！”“聞く方”は、聞く耳もたず“角の隅！”
これでは、意思疎通が、かないません！！“言う方”の“常識！”が、“聞く方”での
“非常識！”相手の“異なる価値観”の存在を知ること、相手を“想いやる力”が
湧いてくるのです！！」

2024年・令和6年という新しい年の始まりを迎えるに当たって、ちょっと新しい思考を巡らせてみませんか？！
その人その人で、持って生まれた“性格”が違い、かつ、育った“環境”によって、“経験”や“知識”の質や量が
異なり、それぞれ異なった「自分の常識」が育まれるものですね。
つまり、「自分の価値観＝自分の常識」は、あくまで自身の固有のものであって、異なる環境下で育まれた「他人の価
値観・常識」は、「価値観の相違」として明確に存在するのです。
また、「時代」や「地域」の異なりによっても、異なる“価値観・常識”が、存在するものですね。
ところで、相手の“価値基準”をぴったり当てることなんて、なかなかできませんが、“様々な場面”で登場する、
“様々な人物”の、“様々な価値基準”があることを知っていることで、相手の立場、価値観、気持ち・・・を少しでもおも
んばかることができれば、素晴らしい人間関係を構築できるのではないのでしょうか？！

2024年・令和6年、この「新しい年」に、「新しい価値観」を持って、「新しい人間関係」を構築し、輝かしい新年の船出
をしていただきたいものです。

お問い合わせは
MYDOまで!!



(お問い合わせ先)

上海滿意多企業管理諮詢有限公司

〒200336 上海市長寧区 延安西路2201号

上海国際貿易中心610室

TEL: +86-21-6407-0228 FAX: +86-21-6407-0185

E-mail: info@shmydo.com URL: <http://shmydo.jp>